

規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG

横断的制度分野担当SW「国と地方の規制合理化」 ヒアリング調査票

【ヒアリング項目】	職業能力開発校の設置について
1. 所管府省庁	厚生労働省
2. 根拠法令等	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項
3. 国の地方に対する関与の具体的内容	上記の根拠法令のとおり、職業能力開発促進法において、都道府県は職業能力開発校の設置が義務づけられている。
4. 当該関与の歴史的経緯（導入経緯等）	<p>職業訓練法（昭和33年法律第133号）制定時から、一般職業訓練所（現行の職業能力開発校）は都道府県が設置すると規定されている。</p> <p>なお、「一般職業訓練所は、都道府県が設置する」とされたのは、公共職業訓練が国の労働政策の一環として一体的に統一され、同一水準で行われることを確保する必要性がある一方で、一般職業訓練所は、住民の福利に密接に関連するものであり、労働市場、産業事情等地域的事情に即応してその運営がなされなければならないという考えによるものである。</p>
5. 当該関与を無くした場合の影響	<p>都道府県においては、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を行う等、地域の実情に応じた職業能力開発を推進する役割を担っている。こうした訓練を一定の水準を保って実施できる体制を常に確保するためには、民間のみに依存することは困難であり、都道府県自らが必要な訓練機器、設備等を有した施設を設置しているところである。こうした中、必置規制を撤廃し、結果として、職業能力開発校が設置されないこととなった場合には、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに応じた職業訓練を適時適切かつ機動的に実施することが不可能になる。また、都道府県においては、住民施策の一環として地域内の住民が必要とする基礎的な職業訓練ニーズを充足していく立場にあり、この立場から新規学卒者に対する基礎的な訓練や公共職業安定所からの受講指示を受け、障害者、母子家庭の母などの就職困難者の就職のための職業訓練も行っている。こうした中、必置規制を撤廃し、結果として、職業能力開発校が設置されないこととなった場合には、こうした支援が必要な人に対する訓練が十分行われず、こうした者の就職に結びつくことが困難となるおそれがある。</p>
6. 当該関与の廃止・縮小についての見解	<p>上記の当該関与をなくした場合の影響のとおり、職業能力開発促進法の目的を達成するに当たり問題が生じるため、当該関与の廃止、縮小については適当でないと考える。なお、必置規制の廃止に関しては、平成16年8月24日付地方六団体による「国庫補助負担金等に関する改革案」においても指摘されているが、その際に指摘された内容について、職業能力開発校が一つしかない都道府県の担当者に確認したところ、該当するような事実はないとの回答を得ている。</p> <p>（参考）「国庫補助負担金等に関する改革案」抜粋 職業能力開発促進法により県は職業能力開発校を設置することが義務付けられているため、都道府県に一つしかない場合は、同じ内容を開講する民間の職業能力開発施設が近辺にいくつかでき、職業能力開発校がほとんど利用されなくなっても廃校できない。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。